

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和5年10月6日

1 業務概要

- (1) 件名 生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業の運営準備委託および運營業務委託について（玉川地域）
- (2) 履行期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日
（契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。）
- (3) 業務内容 運営準備、居場所提供、学習支援、生活支援、保護者を含む相談支援、地域連携

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 東京都又は東京都に隣接する県（千葉県、埼玉県、山梨県、神奈川県）に主たる事務所及び子どもの学習支援・生活支援事業において高い能力を有する法人としての規約と代表者の定めのある法人であること。（個人での応募は不可）
- (2) 令和2年度以降、国、自治体等からの委託を受け、子どもの学習・生活支援、あるいは子どもの居場所に関する事業の運営を実施した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 スケジュール

説明書交付期間	10月6日（金）～ 10月27日（金）
事業者向け説明会申込締切	10月19日（木）正午
事業者向け説明会	10月20日（金）
参加表明書の受領期限	10月27日（金）正午
招請通知発送	10月30日（月）
質問提出期限	11月6日（月）正午
質問回答	11月13日（月）
企画提案書受領期限	11月27日（月）正午
書類審査期間	11月28日（火）～ 12月13日（水）

ヒアリング審査	12月下旬予定
結果通知	12月下旬予定

5 審査

本公募における選定事業者は、学識経験者を含む選定委員会の審査を経て、決定します。なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定する場合があります。

(1) 提案書提出者の選定

本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行います。

(2) 選定委員会の設置

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置します。

(3) 書類審査（一次審査）

実施日時：11月28日（火）～12月13日（水）

一次審査では、提出された参加表明書、企画提案書に基づく書類審査を行い上位3事業者を選抜します。一次審査の結果通知は、企画提案書を提出された全応募者に対して郵送します。

(4) ヒアリング審査（二次審査）

審査日時：12月下旬頃予定

実施場所：世田谷区内の会場を予定

一次審査を通過した上位3事業者を対象にヒアリングによる二次審査を、後述の「審査基準」に基づき行います。（1事業者20分程度）二次審査の実施時間等の詳細は、一次審査の結果通知にあわせてご連絡します。選定委員会において、提案書及びヒアリングについて評価基準に基づき採点を行い、その採点結果の総合点が一番高い提案者を第1位とし、特命随意契約に向けて交渉を行います。なお、点数が同点となった場合には、選定委員会委員による多数決により順位を決定することとします。

(5) 選定結果の通知と公表

選定結果の通知（12月下旬）

二次審査の結果通知は、二次審査の対象となった全応募者に対して郵送します。選定理由等を個別にお問い合わせいただいても回答しかねますので、予めご了承ください。

選定結果の公表

選定結果については、応募者数、選定事業者の法人名称、所在地及び提案書を指定した理由（審査経過等）を世田谷区ホームページに公表します。選定事業者以外（次点の事業者を含む）の法人名称、応募内容等は公表しません。

(6) 審査基準

本公募では、主に以下の点について審査を行います。

世田谷区及び国の子どもの貧困対策施策の理解度および課題の認識度

事業実施内容の充実度及び履行の信頼度

事業実施体制（統括責任者及び業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等）

運営に要する見積経費の妥当性
ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性
既運営施設での実績

(7) 選定結果

本公募における選定結果は文書で通知します。なお、応募条件を満たしていないことが判明した場合、提出書類の評価は一切行いません。

6 手続き等

(1) 本件担当

子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当 伊藤・津田

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎5階55番窓口

電話：03-5432-2406 FAX：03-5432-3081

電子メールアドレス：SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

期 間：令和5年10月6日(金)～10月27日(金)

場 所：上記「本件担当」記載の住所・窓口

方 法：上記(1)での手渡し、ホームページからのダウンロード。

なお、土日・祝日はホームページのみとする。

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

期 限：令和5年10月27日(金)正午必着

場 所：上記「本件担当」記載の住所・窓口

方 法：持参または郵送(持参の場合は、提出前日に電話にて連絡すること。郵送の場合は、簡易書留やレターパックに限る。)

(4) 提案書の受領期限、提出先及び提出方法

期 限：令和5年11月27日(月)正午必着

場 所：上記「本件担当」記載の住所・窓口

方 法：持参のみ。(提出前日に電話にて連絡すること)

7 その他

(1) 重複提案の禁止

応募一事業者につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語および日本国通貨に限ることとします。

(3) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行うこととします。

(4) 契約保証金

免除とします。

(5) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使

用できるものとします。

なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(6) 情報公開

区は、この案件に参加を表明したもの及び提案書を提出したものの商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することが出来るものとします。その場合、事前に事業者の同意を得るものとします。

(7) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は応募者の負担とします。

(8) 関係機関への取材制限

本業務に関係する区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないでください。

(9) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認められません。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とします。

(10) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがあります。

(11) 特命随意契約の締結予定

区は、当該業務に直接関連する業務の委託契約を、当該業務の委託相手方(受託者)との特命随意契約により締結します。

(12) その他

本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。